



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 商工観光係
☎476-1111(221)

◆空き店舗対策補助事業について

町内商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者等に対し、開業に係る経費（店舗改修費等）の一部を助成します。なお、空き店舗とは、主に三文字地区の施設で商業活動が3か月以上利用されていない店舗（商業または事務所の用に供していたもの）のことです。

【補助対象者】 ○個人または法人（中小企業）、その他の団体

【補助の要件】



- 小売店、飲食店、サービス業（風営法に規定するものを除く。）
(飲食店、サービス業の一部で、対象にならない業種があります。)
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- おおむね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設（展示、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。）
- 次のいずれにも該当しないこと
 - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
 - ・町税などの滞納をしている事業者
 - ・その他町長が不適当と認める事業を行おうとする事業者

【補助対象経費】 ①店舗の改修に要する費用 ②店舗の賃借料

【補助金額】 ①店舗改修費用・・・・・・改修費の総額が1件20万円以上であり、補助金の上限は50万円
②店舗賃借料・・・・・・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ、申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出してください。

◆大崎町商工業資金利子補給補助事業について

町内商工業者の体质強化および経営の安定のため、商工業者の制度資金借入者に対し、予算の範囲内で償還利子に係る利子補給金の一部を助成します。

【補助対象者】

町内に平成25年4月1日から1年以上継続して住所または事業所を有している中小企業者で、大崎町商工会に加入していること、および大崎町商工会の金融あっせんに基づくこと。

【補助対象となる制度資金】

○鹿児島県中小企業融資制度資金 ○日本政策金融公庫制度資金 ○商工貯蓄共済融資制度資金

※上記制度資金の借換えに相当する借入額は、対象としない。

【補助金の額】

○対象者が、平成26年1月1日から平成27年12月31日までの間に融資を受けた者で、平成27年1月1日から12月31において償還する場合に支払う利子のうち、融資利率1.0%以内の利子相当額で、償還開始月から12月分とし30万円を限度とする。

○補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

【補助金の交付手続き】

対象者が直接町に対し、補助金申請を行う必要はありません。（商工会が代理申請を行います。）